



林業公社だより

2026
No.18



News from Nagano Prefecture Forestry Corporation

公益社団法人 長野県林業公社

令和8年(2026年)8月7日発行

〒380-8567 長野市大字中御所字岡田30-16 (長野県林業センタービル2階)

TEL. 026-228-7211 FAX. 026-228-1200 URL. <http://www.nagarin.or.jp> E-mail. kousya@nagarin.or.jp

長野県林業公社 分収林団地 位置図

J-クレジット プロジェクト期間2021~2031年度

凡例		面積 (ha)	クレジット量 (t-CO ₂)
JクレR4以降創出団地	●	1,388	791
JクレR7以降創出団地 (面積はR4創出含む)	●	9,025	42,934
その他団地	●	8,522	
公社分収林面積計		17,547	43,725
長野県民有林面積 (国有林以外)		688,067	
長野県国有林面積		368,291	
森林面積計		1,056,358	

※着色は、団地単位で着色している。
創出面積と団地面積は一致しない。



Contents

長野県林業公社分収林位置図	1
理事長あいさつ (長野県副知事 新田 恭士)	2
長野県林業公社60年の年表	3
長野県林業公社の 「これまで」と「これから」	4
第2次経営改革プラン等の成果	5
第3次経営改革プランの概要	6
木材価格・山元立木価格の推移	7
公社からのお知らせ	8

地理院タイル(標準地図)を加工して掲載



公社ホームページ
二次元バーコード



公社フェイスブック
二次元バーコード



公社インスタグラム
二次元バーコード

0 10 20 30 40 50 km

長野県林業公社設立60周年を迎えて



長野県林業公社は、植林が困難な伐採跡地の新たな担い手としての使命を担い、山村地域経済の振興と県土緑化の推進を目的に、昭和41年7月、「長野県造林公社」として設立されました。今年、設立60周年という大きな節目を迎えることができました。この間、昭和57年には「長野県林業公社」へ名称を変更し、平成25年には公益社団法人へ移行するなど、時代の要請に応えながら歩みを重ね、造林・育林事業を通じて山村地域の雇用を支え、災害跡地の再造林にも取り組み、本県の豊かな森林づくりと県土の保全に貢献してまいりました。

この60年の歩みは、公社を支えてこられた多くの先人の皆様の努力の積み重ねによって築かれたものであります。また、今日まで事業を継続することができましたのも、県当局、金融機関、関係市町村、森林組合や林業事業体、土地所有者の皆様をはじめ、多くの関係者の温かいご支援とご理解の賜物であり、心より厚く御礼申し上げます。

近年、地球温暖化の進行や自然災害の激甚化・頻発化などを背景に、森林は木材を生産する場としてだけでなく、二酸化炭素の吸収・固定、水源の涵養、土砂災害の防止、生物多様性の保全など、多面的な機能を有するかけがえのない社会資本として、その重要性が一層高まっています。一方で、人口減少や担い手不足など、森林・林業を取り巻く環境は大きく変化しており、公社に期待される役割も、ますます重要なものとなっています。

私たちは、森林を守り育てることは、豊かな自然環境を未来へ引き継ぐだけでなく、安全で安心な県土を築き、地域の暮らしと産業を支える「長野県の未来への投資」であると考えています。そのため、公社では徹底した経営改革を進めるとともに、森林の公益的機能と林業経営の持続性の両立を図りながら、健全な森林づくりに取り組んでいます。また、森林が吸収・固定する二酸化炭素をJ-クレジットとして活用し（現在までに43,000 t-CO₂を創出）、その価値を森林整備へと還元する新たな取組も進めるなど、森林の公益的価値を未来へつなぐ挑戦を続けています。

設立60周年は、これまでの歩みに感謝するとともに、新たな一步を踏み出す節目でもあります。先人から受け継いだ豊かな森林を次の世代へ確実に引き継ぐため、役職員一丸となって、その使命を果たしてまいります。

今後とも、皆様の一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

公益社団法人 長野県林業公社

理事長 **新田 恭士**（長野県副知事）

長野県林業公社、60年の歴史（昭和41年設立）

公社設立前の背景

- ・ 昭和26年 丸太関税撤廃
- ・ 戦後10年程度で再造林（戦争時中の木材需要による伐採跡地の植林）はほぼ完了となる。
- ・ エネルギーの転換による薪炭林としての利用が少なくなった広葉樹への対応と今後の用材としての木材需要に備え、天然林を伐採・植林し木材供給の安定化と、山村地域の就労の場の確保のため拡大造林を推進。
- ・ 分収林方式による拡大造林は、主に県行造林によって推進されていた。
- ・ 昭和33年 分収造林特別措置法（昭和33年法律第57号）制定
- ・ 昭和34年 対馬林業公社（長崎県）が全国に先駆けて設立される。
- ・ 昭和35年 丸太の輸入完全自由化
- ・ 昭和36年 再造林中心に全国で約38万ha。造林がピーク、その後、減少傾向
林業を軸とした地域開発の基礎的条件ともいえるべき人工林造成の政策的意義が重視され、造林の計画的推進の実行体として林業（造林）公社の設立が行われる。
- ・ 昭和38年 木材製品完全自由化
- ・ 昭和30～40年代に全国に36公社設立

※出典「林業公社造林の歩み」（S60全国林業公社協議会）

長野県林業公社の沿革

（国・県の施策である分収による拡大造林を加速化させるために専門の部署が必要となる）

- ・ 昭和41年 社団法人長野県造林公社が設立、分収造林事業を開始
- ・ 昭和47年 林道事業（特定森林地域開発林道（スーパー林道※）維持管理事業）スタート
- ・ 昭和57年 社団法人長野県林業公社に社名変更
- ・ 昭和59年 改正分収林特別措置法に基づき知事から森林整備法人に認定
同年から分収育林事業を開始（森林所有者による管理が困難な森林への対応）
- ・ 平成14年 林道事業を廃止
- ・ 平成16年 長野県出資等外郭団体改革基本方針で「団体の廃止（財務条件等を満たした時点において）」を決定
- ・ 平成17年 公社経営改善計画を策定
- ・ 平成20年 1月18日の長野県出資等外郭団体改革基本方針で「経営改善の推進（収入間伐の積極的な実施や分収率の見直しを引き続き実施し経営改善を図る）」に変更し存続へ（H25.12月確定）
- ・ 平成20年 公社経営改善集中実施プランを策定
- ・ 平成25年3月 第2次公社経営改善集中実施プランを策定
- ・ 平成25年4月 公益社団法人長野県林業公社に移行
- ・ 平成26年3月 経営改革プラン策定（平成26年度から令和2年度まで）7年間
- ・ 令和3年3月 第2次経営改革プラン策定（令和3年度から令和7年度まで）5年間
- ・ 令和3年 森林の二酸化炭素吸収量をクレジット化するJ-クレジット創出に着手
- ・ 令和8年5月 第3次経営改革プラン策定（令和8年度から令和12年度まで）5年間

※上高地乗鞍林道、妙義荒船林道、旧奥志賀栄林道（県道奥志賀公園栄線）

長野県林業公社の「これまで」と「これから」

これまで



「管理が難しい山林の造林・保育を行い、
行政と一緒に県民の安全・安心を確保」

林業公社は、年間510億円の公益的機能（水源かん養や土砂流出防止など）を持つ約17,500ヘクタールの森林を管理してきました。造林・育林事業を通じて、山村地域では272万人・日の雇用を創出し、災害跡地の再造林にも貢献しました。しかしながら、R 8. 3月現在、借入金の返済残額が約351億円で、木材販売の収入は当初考えたほどは期待できず、J-クレジット（木のCO₂吸収を価値化し取引するもの）の創出に取り組んでいるものの、全額の返済が難しくなっています。



植栽



植栽



枝打ち

これから



「県民負担の削減と持続可能な森林の基盤づくり」

引き続き、お借りした森林の公益的機能を維持・向上させるため、搬出間伐および主伐を進めます。主伐は森林の再造林（若返り）を前提とした施業であり、二酸化炭素吸収量の向上を図ることで、温室効果ガス削減につながることが期待されます。主伐にあたっては、条件に応じて漸伐（種を供給する木を残し段階的に伐採する方法）等を実施し、所有者が行う再造林の負担軽減につながる状態となるよう取り組み、契約に基づきお返しします。

また、経営の安定化と借入金の抑制を図るため、木材やJ-クレジットの販売をさらに進め、販売収入を森林整備に活用することで、利子のある借入金の抑制を目指します。採算が合わない経営不適地については活用の可能性を再検討した上で、採算性が確保できる場合は契約を継続し、困難な場合は契約終了に向けた手続きを進めます。



↑ 植栽後

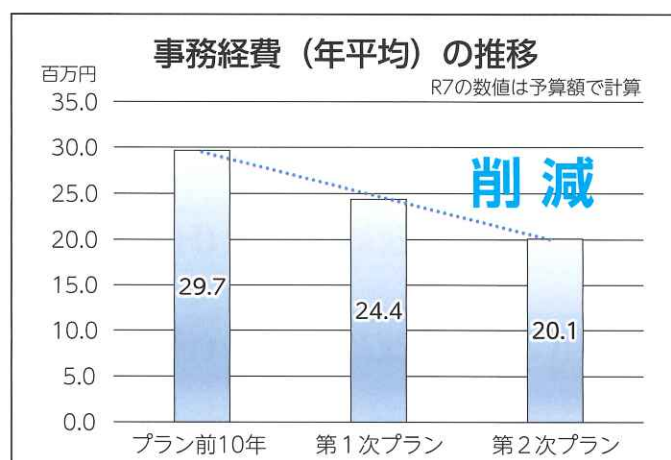
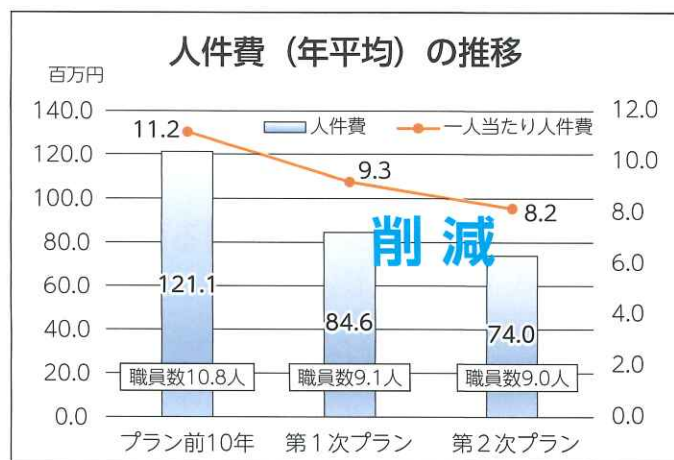


間伐→

第2次経営改革プラン（R2～7）等の成果

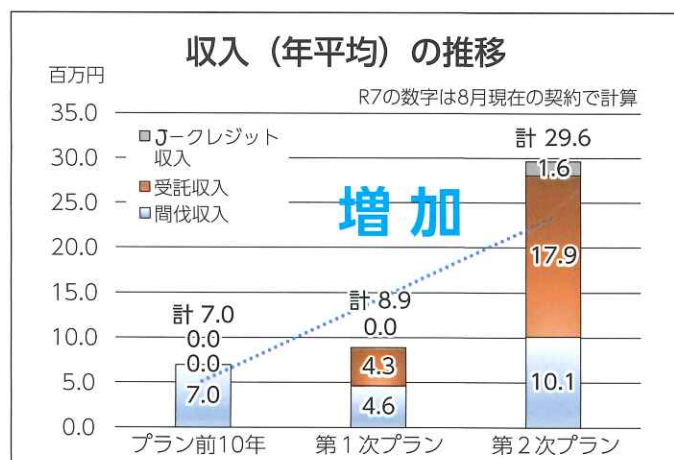
1. 人件費・事務経費の削減

- ・年平均人件費は、改革プラン開始前10年の年平均に比べ約4割削減（金額は本社運営費のみ）
- ・年平均事務経費は、約3割削減



2. 収入の確保

- ・年平均収入は、改革プラン開始10年前の年平均に比べ約4倍に増加
- ・新たにJークレジットの販売を開始
- ・改革プラン前は取組まなかった受託業務は、年平均1,790万円の受託
- ・間伐材の販売収入は1.4倍に増加



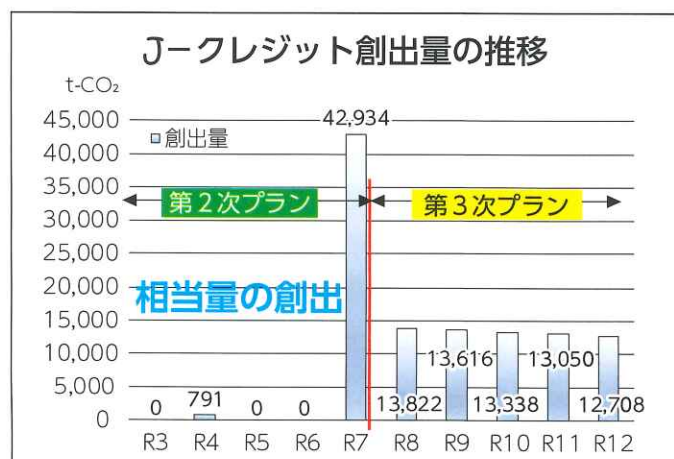
プランの期間

- 第1次：H26～R2（7年間）
- 第2次：R3～7（5年間）
- 第3次：R8～12（5年間）

※1次プランは7年間、2次プランは5年間なので、年平均で比較しています。

3. Jークレジットの創出

- ・新たな収入の確保としてJークレジットの創出に取り組む



R8以降の数字は確定していません

Jークレジットは、保育活動によって森林が吸収した二酸化炭素量を国が認定し、企業や行政の皆さまが排出削減に利用する制度です。長野県林業公社は、適切な管理を行いCO₂を吸収した森林約9,000haからJークレジットを創出し、「長野県林業公社もりのクレジット」と名付け販売しています。購入した皆様はこのクレジットで二酸化炭素排出量をオフセット（相殺）し、必要に応じて法律や条例に従って排出量を報告します。

第3次経営改革プラン（R 8～12）の概要

「徹底した経営改革」と「主伐の試行」

第2次経営改革プランの成果と課題を踏まえ、新たな経営改革プランを策定しました。

第3次経営改革プランは、公社の将来の姿を念頭に、現行改革プランの「経営改革の推進と実行体制の強化」を基本として、経営改善に必要な木材販売などの収入確保を重視しました。

また、10年後から本格的な契約満期を迎える分収林を、多面的機能を有する森林として土地所有者に引き継げるよう、適切な伐採方法を選択し、環境が整った団地から主伐に着手します。

第1次経営改革プラン（H26～R 2） 組織の改革・事業の改革（身を削る改革）

第2次経営改革プラン（R 3～7） 経営改革の推進と実行体制の強化

第3次 経営改革プラン

林業公社の将来の姿に向けた5年間の実行計画 ～徹底した経営改革と主伐の試行～

【第3次経営改革プランの期間】 令和8年度から令和12年度までの5年間

I 徹底した経営改革

経営状況の改善に向けた3つの改革「収益事業の改革」「公社造林事業の改革」「実行体制の改革」により、収入の確保と林業事業体等との連携を図りながら、分収林契約の見直しや職員の技術力向上等に取り組みます。

II 主伐の試行

契約満期が近い森林から主伐を試行し、県民の安全・安心などに寄与する多面的機能を有する森林として土地所有者への引継に着手します。

長野県林業公社の将来の姿

○ 県への借入金残高が減少し、県民負担が軽減されていること

- ・ R 8. 3の借入金残高は351億円
- ・ 長期収支予测试算ではR58の県への借入金残高106億円

○ 契約が終了した分収林が、多面的機能を有する森林として土地所有者に引き継がれ、引き続き県民の安全・安心などが確保されていること

- ・ 県民が恩恵を享受できる森林 《水源涵養・保健休養等》
 - ・ 持続的な木材供給が可能な森林 《林業経営》
 - ・ 県民の暮らしを守る森林 《安心・安全》
- 多面的機能を有する森林
(長野県森林づくり指針基本方針より)

木材価格・山元立木価格の推移

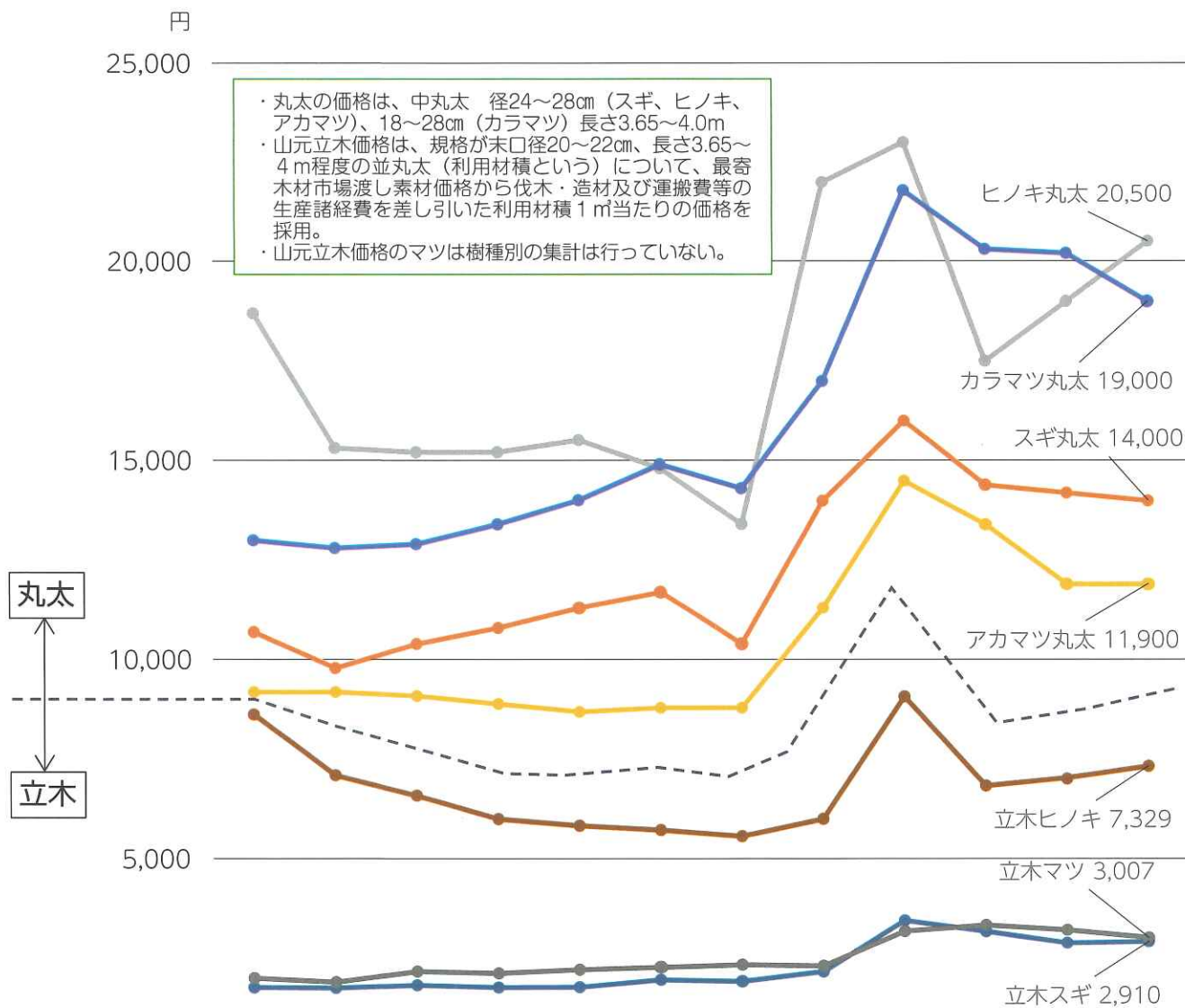
改革プラン開始時（H26）に比べ、ヒノキの山元立木価格以外は上昇

山元立木価格は、大まかに言うと山林に立っている状態の立木の価格です。木材を販売した額から、伐採、造材、運搬等に要した費用を差し引いて算出します。

長野県の丸太・山元立木価格の推移（1 m³当り）

出典：長野県「木材市況」

一般財団法人日本不動産研究所「山林素地及び山元立木価格調」



	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
立木スギ	1,758	1,745	1,814	1,760	1,767	1,950	1,911	2,156	3,444	3,164	2,875	2,910
立木ヒノキ	8,630	7,100	6,586	6,000	5,833	5,725	5,571	6,000	9,077	6,833	7,038	7,329
立木マツ	1,992	1,891	2,158	2,115	2,204	2,267	2,327	2,300	3,173	3,323	3,200	3,007
スギ丸太	10,700	9,800	10,400	10,800	11,300	11,700	10,400	14,000	16,000	14,400	14,200	14,000
ヒノキ丸太	18,700	15,300	15,200	15,200	15,500	14,800	13,400	22,000	23,000	17,500	19,000	20,500
アカマツ丸太	9,200	9,200	9,100	8,900	8,700	8,800	8,800	11,300	14,500	13,400	11,900	11,900
カラマツ丸太	13,000	12,800	12,900	13,400	14,000	14,900	14,300	17,000	21,800	20,300	20,200	19,000

令和7年度事業実績と令和8年度事業計画

事業内容	除伐 (ha)	保育間伐 (ha)	搬出間伐 (ha)	つる切 (ha)	獣害防除 (ha)
令和7年度実績	0	95	30	0	65
令和8年度計画	0	104	52	20	99
事業内容	作業道開設 (m)	作業道補修 (m)	施業転換事業※ (千円)	事業費 (千円)	受託事業 (千円)
令和7年度実績	4,653	0	2,998	96,820	15,353
令和8年度計画	9,500	1,150	0	128,010	15,000

※分収林施業転換推進事業（分収割合の変更契約等に係る業務）

お知らせ①

○契約者の皆様への「公社だより」の送付について

- ・昨年度に続き、今年度も当公社と御契約いただいている関係の皆様全員に「林業公社だより」をお送りいたします。
- ・相続等で土地所有者の変更や住所の変更等がありましたら、当公社までご一報ください。

○相続等の手続きについて

- ・公社の契約団地のうち、相続人が不明のため、間伐材の販売収入や立木補償料などを土地所有者にお支払いできず、長野地方法務局に供託した事例があります。平成23年度以降、6件（10人分）発生し、12万円余が供託されています。
将来、主伐による収益を土地所有者の皆様に確実に支払うことができますよう、相続等が発生したときは手続きをお願いします。
- ・相続等の手続きが完了したとき、住所や共有林の代表者に変更があったときなどは、公社までご連絡ください。

○契約地の現状確認等のお願い

- ・公社有林の誤伐の防止や森林の適正な管理のため、土地所有者の皆様も定期的に公社契約地の状況を確認されますよう、ご協力をお願いします。
- ・公社有林内で誤伐やゴミの不法投棄、病虫獣害等を発見したときは、ご一報ください。

お知らせ②

林業公社における各課等の担当業務は次のとおりです。お気軽にご質問、ご要望をお寄せください。

- ・公社の運営、経理、予算等に関すること …………… 総務課
- ・契約森林の整備等、事業に関すること } …………… 森林整備課
- ・公社有林の分収林契約等に関すること }
- ・公社全般に対するご意見、ご要望等について …… 副理事長、専務理事
- ・その他、上伊那、南信州、木曽、松本の各地域振興局内に契約地の現場を管理する「業務主任」を配置しています。（上伊那と松本は、兼務で対応しています）

メールでのお問い合わせは、
「kousya@nagarin.or.jp」へお願いします。



公社ホームページ
二次元バーコード